

第三者評価結果（児童自立支援助事業）

種別：	児童自立生活援助事業	
①第三者評価機関名		
サード・アイ合同会社		a
②施設名等		b
名称：	陽だまり	a
施設長氏名：	荒木 雄二	
定員：	5名	名
所在地(都道府県)：	北海道	
所在地(市町村以下)：		
T E L：		
U R L：		

③実施調査日

開始日	2018/7/25	西暦入力
評価結果確定日	2018/8/21	例) 2013/3/1

④総評

別紙による。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

これまで利用者（入所児童）それぞれが抱える養護事情や課題に応じ、利用者本位の観点を重視し、利用者の意向を確認しつつ、自立することを目標に、安全で安心できる環境のもと、日常生活面や就労に向けた援助はもとより、退所後の社会生活をも考慮した支援と退所後における必要なアフターケアにも努めてきたところである。
 今般の外部機関による第三者評価を通じ、当施設が実施してきた取り組みの再確認ができ、また、リスク管理やサービス実施方法の取り扱い（見直し）、退居後の支援のあり方など今後の取り組みの向上に向けた対話もできた。施設としては、国、道の通達等に基づきサービスを提供してきているところであるが、今回の結果も今後の事業推進の参考として取り組んでいきたいと考える。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童自立生活援助事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

(1) 理念・基本方針が確立されている。	第三者 評価結果
① 理念が明文化されている。	a
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 理念は法人の基本理念と同一とし、基本方針は8つの考え方を平成29年4月に陽だまり管理者として文書化している。	

I-1 理念・基本方針

(2) 理念や基本方針が職員に周知されている。	第三者 評価結果
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a
② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	b
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 理念は、3つの法人共通の文言が職員に周知され、基本方針は8つの基本方針としてリビングに理念とともに掲示されている。地域を含めた利用者等への周知としては、基本方針も広く周知することで事業所の信頼を高めることにもなる。ホームページに理念が掲載されているように、今後の周知の在り方を検討することを期待したい。	

I-2 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 中・長期計画が策定されている。	a
② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 第3期経営推進中期計画（H28年度～H30年度）が策定され、中期計画を踏まえた「平成30年度陽だまり事業計画」が作成されている。	

I-2 事業計画の策定

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者 評価結果
① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a
② 事業計画が職員に周知されている。	a
③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 事業計画は、「事業計画策定規程」に則り、策定され、職員には支援者会議で報告、説明されている。子どもには行事計画に職員研修も加えて周知に努めている。	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点) 夜間支援員を始めとして全職員の対応時の問題は直接、管理者へ連絡・確認を取れるようにして業務の不安を軽減、解消している。管理者は、積極的に研修に参加し遵守すべき法令や制度の正しい理解や改正点の早期把握を行っている。	

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者 評価結果
① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>期中において事業計画の進捗状況が法人本部へ報告され、支援者会議においても職員へ周知することで質の向上への目標を掲げている。行事等で人員不足な時は、他事業所と人員の融通が利き、法人としてのスケールメリットを利用した効率的な運営が行われている。</p>	

II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
③ 外部監査が実施されている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>自立援助ホームを利用する子どものニーズは児童相談所の他、要保護児童対策地域協議会等で把握するように努めている。第3期経営推進中期計画（H28年度～H30年度）に課題をあげている。法人として外部監査を受けている。</p>	

II-2 人材の確保・養成

(1) 人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>入居児童5名の定員に対して、直接処遇の職員として児童指導員と支援員を夜間支援員も含めて7名の体制をとり、不確定な入退居数に備えている。夜間支援員まで全職員の人事考課を実施、二次考課まで適切に実施、客観性・透明性が確保されている。</p>	

II-2 人材の確保・養成

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者 評価結果
① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>職員の就業状況等に関して、夜間支援員は年に1回、その他の職員は年2回の管理者との面談の機会を設けている。不定期、短時間労働である夜間支援員の福利厚生等への加入はないが、対応が困難な子どもへの支援が続くこともあるので、メンタルヘルスには特に留意して全職員の日常的な対話も含めて気配りしている。</p>	

II-2 人材の確保・養成

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者 評価結果
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>法人の規定に沿って基本方針が明示されており、職員の研修履歴が管理され、社会的養護を必要とされる子どもに関して学んでいる。自立援助ホーム本来の入居と一時保護の子どもの双方を短期的に受け入れており、基本的な学びから専門的な援助技術向上まで幅広いスキルが職員には要求される。この点を踏まえて更なる支援技術の標準化と専門性の向上を目指した見直しを期待したい。</p>		

II-2 人材の確保・養成

(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		第三者 評価結果
①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>実習生受入れに関しては法人の体制があるが、自立援助ホームの特性として積極的な受け入れは行わない方針である。女子大学生の見学には対応しているが、自立援助ホームとしてのプログラムの用意はない。</p>		

II-3 安全管理

(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>定期の避難訓練では2階の居室から階下へ降りてくるといった簡易な実施方法で確実な避難を体で覚えさせている。消防署との合同開催では、子どもが消火器を手にして身につけさせている。ヒヤリハットの記載を奨励して事故の発生を未然にしようとしているが記載は事故報告となっているので、本来のヒヤリハットの目的に沿った記載を期待したい。夜道の防犯対策で近隣の危険個所を子どもに周知し、北広島市の児童家庭課より不審者情報等の一斉配信を受けて警戒している。防犯ベルの携帯を勧めているが、所持は本人の意思に任されている。駅から国道沿いに夜間は人気もなく暗い道が続くので、短期間で入退居する子ども個々への引き続きの警戒対策を期待したい。</p>		

II-4 地域との交流と連携

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
②	事業者が有する機能を地域に還元している。	a
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもが地域の人々に関りを持てるように、法人行事のボランティアカーニバルや町内会の七夕等の行事へ参加ができるように行事計画表を掲示するなど、事前に声掛けをして交流を図っている。自立援助ホームの機能としては、法人の夜間巡回も含めて防犯カメラやAEDの設置をして地域住民の安心につなげようとしている。プライバシー保護の観点から一般的なボランティアの受け入れは行っていないが、法人として基本的な考え方を明示し、限定した受け入れを行っている。</p>		

II-4 地域との交流と連携

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者 評価結果
① 必要な社会資源を明確にしている。	a
② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 要保護児童対策地域協議会等を通じて必要な情報を収集し、職員間で情報を共有できるようミーティングを活用している。児童相談所や学校、病院、職場等の連携が必要な機関と定期的に会議などで情報を共有し、様々なケースへ迅速に対応できるようにホーム長が統括している。</p>	

II-4 地域との交流と連携

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者 評価結果
① 地域の福祉ニーズを把握している。	a
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 町内会での活動や関係機関との情報交換を通じて、ニーズを把握している。身近な町内会活動には参加して協力できるが、児童福祉ニーズへの活動は人員体制も考慮した検討をしている。</p>	

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) ミーティングで内部研修を行い、「子どもを中心とした支援」のマニュアルも活用して共通認識を持とうとしている。子どもの小さな言動の変化を捉えるように努めて、日々の引継ぎの中で共有し、支援につなげようとしている。マニュアルをもとに、子どもの安全を考えながら、且つ、プライバシーに配慮して安心した生活ができるように配慮している。</p>	

III-1 利用者本位の福祉サービス

(2) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者 評価結果
① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 夕食は日配の総菜セットでメニューが決まっているが、子ども個々に、献立の希望を聞いて個人の嗜好に合わせて朝・昼食を提供している。お菓子作りや行事の外出など要望を聞きながら実施している。生活する上での「約束事」は意見、要望を取り入れながら柔軟に対応している。</p>	

III-1 利用者本位の福祉サービス

(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者 評価結果
① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a
③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点) 意見箱があるほか、夜間であっても相談したいときには個室で相談できる。法人の規定や要領の体制がある。職員間での引継ぎを基に意見、要望が共有され、ミーティングで検討し対応している。急を要する意見に対しては管理者を中心に迅速に対応している。</p>	

Ⅲ-2 サービスの質の確保

(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		第三者 評価結果
①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>「第三者評価共通評価基準による自己評価」を平成26年度より管理職が実施している。自立援助ホーム内容基準の自己評価実施はないが「自己チェックリスト」を直接処遇職員が実施している。共通評価基準は平成26年度の全部改正45項目を使用し法人共通の課題には着手しているが、内容基準の自己評価が未実施であった。PDCAサイクルで質の向上を継続的に図るには、内容基準の自己評価の実施を期待したい。</p>		

Ⅲ-2 サービスの質の確保

(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>「陽だまりにおける支援の手引き」には施設見学時、一時保護委託時、体験入居時の際の対応内容が記載されている。入居後の支援については、初期段階、就労後、卒業期等の支援内容や緊急時の対応等について文書化されている。また「職員としての業務対応について」には食事準備、記録の注意事項等について定めている。子どもたちへの関わり方については、「チェックリスト」を年2回行い、ホーム長に提出して、職員によって支援が偏向しないように指導している。毎月実施しているミーティングには全職員が出席して権利擁護等について学習を行いながら、職員の支援内容を詳細に確認して「子どもファースト」を実践しようとしている。今後は、それらのマニュアルを改訂していく手順や仕組みについて確立することが望まれる。</p>		

Ⅲ-2 サービスの質の確保

(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	b
②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>記録は法人の個人情報保護規定によって管理されており、パソコンもパスワードがかかっている。業務日誌及び養護記録には子どもの様子が詳しく記載されている。またホーム長が行った支援は「養護記録(別紙)」として記録されている。毎月行っているミーティング記録や引き継ぎノートも子ども一人ひとりの内容が記載されている。しかしどのような課題が抽出され、それに対してどのような支援を行ったのか、またその評価の記載がないために、記録全体としてはわかりにくくなっている。児童自立支援計画票の目標との連動性も見えないので、支援経過が明確になるような整理方法の改善に期待したい。</p>		

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		第三者 評価結果
①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>自立援助ホームの利用を希望する子どもは、児童相談所で事前に詳細の説明を受けている。一時保護または体験入居を経て入居している。ホーム長より、自立援助ホームの約束について説明を受け、利用契約書には子ども自身で署名することで子どもの同意を得ている。</p>		

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	第三者 評価結果
① 事業者の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもたちの平均入所期間が約1年と短く、自立援助ホームで実際に生活してみて不満がある子どもは自立の計画途中でも退居する。退居は子どもの自己決定を尊重し、児童相談所が最終的に措置解除を行う。子どもがアパートを借りる際の保証人、銀行手続き、住民票等の移動等、生活に必要な手続きは可能な限り支援を行っている。今後は、社会的養護におけるアフターケアも視野に入れた仕組みづくりを期待したい。</p>	

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

(1) 利用者のアセスメントが行われている。	第三者 評価結果
① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>児童相談所からの送付資料や入居後の様子からアセスメントを行っているが、ホームとして定められている手順はない。また課題抽出が明確でないため、支援方法も具体化されているとは言えない。適時に支援会議等を開催して客観的な支援根拠を確立していくことを期待したい。</p>	

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	第三者 評価結果
① サービス実施計画を適切に策定している。	b
② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>児童自立生活援助計画票は年2回作成しているが、計画の作成及び支援経過、目標の評価等が明確でないため、適切な見直しになっていない。子どもの入居期間が短いので短期目標のアセスメントが特に重要となってくる。計画立案の組み立て方と評価方法の改善に期待したい。</p>	

第三者評価結果（児童自立援助事業）

A-1 利用者の尊重

(1) 利用者の尊重		第三者 評価結果
①	入居に際して、ホームでの生活や約束ごとを説明し、子どもたちがよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるように配慮している。	a
②	入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で行われている。	a
③	ホームの行う援助を説明し、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしている。	b
④	職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう支援している。	b
⑤	本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるように配慮している。	a
⑥	体罰を行わないように徹底している。	a
⑦	不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
⑧	子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

A-1-(1)-①：見学だけではなく体験入居を基本にして子ども自ら納得して契約ができるように説明している。

A-1-(1)-②：入居時に約束事を記した文書を子どもに応じてかみくだいて理解を促し、社会生活をホームから踏み出す一歩としている。

A-1-(1)-③：生活面を支援する職員から援助を受けるだけではなく、子どもの持つ能力を引き出せるように努めている。一方、子どもが援助を受けるにあたっての児童自立生活援助計画作成時に話し合いまでは行われていない。子ども自身が受ける援助内容を納得して自己決定できるように児童自立生活援助計画作成時に参加できるように期待したい。

A-1-(1)-④：ホーム内は同年代の子ども同士であるが、町内行事には幼児と触れ合う機会を設けている。一方、定員5名に対して児童指導員、日中支援員、夜間支援員、室長・課長の総勢9名が関わり、行事には同法人の職員も応援するといった体制をとっている。新・社会的養護ビジョンが求める個別に触れ合う時間の確保といった点での緊密な関係性の構築を通じた支援としては十分ではない。

A-1-(1)-⑤：ホーム入居時には15歳以上の年齢に達しており、それまでの自分の家族状況については自覚している。児童相談所からの情報で出生等を知らない子どもの入居があれば相応に対応することとしている。

A-1-(1)-⑥：母体法人全体の取組として虐待禁止も含め権利擁護が謳われて、各種規定が揃っている。実践のための研修、会議での話題提供など、体罰禁止の徹底を図っている。

A-1-(1)-⑦：自己評価チェックリストを職員間で実施、互いに注意喚起、研修を実施しているが、職員が子どもに対して不適切な対応があった場合を想定した取り組みとしては不十分である。児童福祉法改正（平成20年）における被措置児童等虐待の規定は自立援助ホームは、対象事業者に含まれていないものの「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日）において、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとされている。入居する子どもの年齢が高く意思を主張、行動できるが尚未成年ではあることも鑑みて、今一度、十分な対応の仕組化を改めることを期待したい。

A-1-(1)-⑧：宗教の強制、思想の強要はおこなっていないが、入所時に確認はしていないので、万一に備えて宗教を理由にした医療行為の同意についても確約しておくことが期待される。

A-2 日常生活支援サービス

2-(1) 援助の基本	第三者 評価結果
① 子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的なかかわりを行っている。	a
② 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	b
③ あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためソーシャルワークを行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(1)-①：受容的・支持的な関わりを日常的に行えるように職員の何げない一言で子どもが失望する事例などを共有している。職員は深い洞察力をもって課題把握と対応ができるように、研修等で研鑽して、更に専門性を高めているところである。</p> <p>A-2-(1)-②：子どもの問題行動や発達の課題は職員間で共有して援助できるように努めている。児童自立生活援助計画は、おおまかな課題の記載となっており支援者が具体的にどうするかは職員の臨機応変な対応に任されている。子どもの個性に配慮した支援のためにも、小さな達成感を子どもが持てる計画に沿った援助にも期待したい。</p> <p>A-2-(1)-③：児童相談所を始めとした子どもの福祉に関係する社会資源を熟知している室長が、リーダーシップをとり各種機関と連携している。体制として室長・課長、児童指導員・支援員の役割分担はあるが、フォーマル資源だけではないインフォーマルな資源も社会資源化できるソーシャルワークの視点を全職員が持って子どもの支援に臨めることにも期待したい。</p>	

2-(2) 食生活	第三者 評価結果
① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	a
② 子どもの生活時間にあわせた食事の時間を設定している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(2)-①：食堂はLDKで採光がよく、寛げるバルコニーもあり開放的である。子どもの嗜好を把握した上で、三食のバランスや献立・調理方法に配慮して提供している。「食」は生きる力になる大切なことと子ども達へ日常的に伝えている。</p> <p>A-2-(2)-②：子どもの通学や勤務に合わせた食事の提供時間に対応している。誕生日や行事食はリクエストメニューを提供し、団らんの場となるよう支援している。入居前の環境によっては基本的な生活習慣が確立していない子どもも少なくない。自立援助ホームの家庭的な雰囲気を活かした自立・自活を考えた食事づくり等の援助にも期待したい。</p>	

2-(3) 衣生活	第三者 評価結果
① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(3)-①：通勤・通学・行事参加の服装だけではなく、自室以外でくつろぐ時の服装マナーについて助言している。洗濯や衣替えは助言し、自発的に出来るよう指導している。</p>	

2 - (4) 住生活	第三者 評価結果
① ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを配慮したも のになっている。	a
② 居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助してい る。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(4)-①：個室にはベッド・暖房器・カーテンが備え付けられ、個別に必要な備品が選択できるように生活必要リストが用意され、購入先の情報提供をしている。共有スペースは毎日職員が清掃し、衛生が維持されている。リビングルームの食卓上にムーブメントが揺れ、壁には行事の写真や季節の装飾が施されて寛げる空間となっている。ホームとしてヒヤリハットの記載はあるので集積・分析といった今後の活用にも期待したい。</p> <p>A-2-(4)-②：居室の整理や掃除など自立に向けた生活習慣の確立のため、日常的に声かけしている。また子どもから希望があれば職員と一緒に整理整頓・掃除をして手本を示している。</p>	

2 - (5) 衛生管理、健康管理、安全管理	第三者 評価結果
① 身体の健康を自己管理できるよう援助している。	b
② 一人ひとりの子どもの健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど適切に対応している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(5)-①：日常的な健康管理は職員が観察し、状況を把握している。子どもが体調の変化など迅速に自己申告ができるよう、コミュニケーションを取っている。寝具の日光消毒や洗濯は助言に留まっているので、清潔保持の大切さをより子どもに伝えることが期待される。</p> <p>A-2-(5)-②：職場や学校での健康診断結果は本人の確認を得て内容を確認している。子どもの服薬情報を職員間で共有することで、大量摂取や飲み忘れがないように「お薬手帳」とともに管理としている。</p>	

2 - (6) 問題行動に対する対応	第三者 評価結果
① 子どもの問題行動に適切に対応し、その理由を子どもに分かる よう説明している。	b
② ホーム内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう ホーム全体に徹底している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(6)-①：問題行動のある子どもについては、児童相談所・警察等と協力して対応している。問題行動発生時はマニュアルに沿った迅速な対応をとっている。問題行動の人的・物的環境との因果関係を把握するためにアセスメントの作成と、より適切な援助を目指した職員研修の実施が期待される。</p> <p>A-2-(6)-②：子ども同士のトラブルは携帯メールによるものが多いため、適切な携帯電話の使い方を伝えている。幼児や障がい者が多い町内会活動に参加を促したり、おやつの買い物時に「皆で分けて食べる」経験をさせることで人権に対する意識や思いやりを育むよう支援している。子ども同士のトラブル発生時はホーム長が対応し、必要に応じて「子どもミーティング」の場を設け、解決の場としている。</p>	

2 - (7) 自主性、自律性を尊重した日常生活	第三者 評価結果
① 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう援助している。	a
② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。	a
③ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(7)-①：子どもミーティングの議題を事前に伝え、自分の意見を言えるように援助している。生活全般について失敗を恐れず経験を重ねる大切さを日頃から伝えている。</p> <p>A-2-(7)-②：年間の行事予定は作成しているが、強制はせず自主参加としている。「ウォーキング」「かまくら作り」「サッカー観戦」など希望する余暇活動を支援している。</p> <p>A-2-(7)-③：希望する子どもには、小遣い帳の記載を職員と一緒にやっている。自立に向けた経済観念を確立するために、毎月の光熱費・通院費などの生活費にかかる費用を教え、退所後の収支を理解させるなどの具体的な援助をプログラム化すること期待される。</p>	

2 - (8) 社会生活支援（学習支援、進路指導等）	第三者 評価結果
① 進学を希望する子どもには、学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	b
② 社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援している。	a
③ 性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(8)-①：漢字検定試験の情報提供のほか、希望する資格取得の支援をしている。今後は進学希望者が入所した場合を想定し、環境整備や支援策を検討することが期待される。</p> <p>A-2-(8)-②：日常的に子どもの勤務先や通学先と連絡を取りあい、子どもの話には傾聴することを基本としている。</p> <p>A-2-(8)-③：性に関する質問や不安には、子どもの理解度に合わせて分かるように伝えている。子どもが自他ともに、互いの人格を尊重しあえるような関係が築けるような支援としては、機会を見つけては話して聞かせている。現段階では職員個人の体験に基づく指導である。性教育についての研修を受講予定なので、今後にも期待したい。</p>	

2 - (9) メンタルヘルス	第三者 評価結果
① 虐待を受けた子どもなど心理的なケアが必要な場合は、関係機関と連携している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(9)-①：心理的なケアが必要な場合は、子どもが入所前の児童福祉施設や児童相談所の心理士、精神科医と連携している。子どもには、事業所が守るという姿勢を理解できるように常に伝えている。子どもに対して、より専門的な対応力の向上に職員が意欲的なので、今後にも期待したい。</p>	

2 - (10) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制ができている。	a
② 子どもにとって家族関係の調整が必要な場合は、状況を把握して、面会、外出、一時帰省などを行っている。	a
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいる。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(10)-①：一時帰宅等からホームに戻ってきた子どもには、痣や傷跡がないかの目視以外に会話や挙動を観察している。</p> <p>A-2-(10)-②：家族再統合の方針は児童相談所の下で行うことを基本としている。このためホームとして家族調整を子どもが家族と面会や外出を希望しないことを進めるまではしていない。あくまで子どもの意思を尊重している。</p> <p>A-2-(10)-③：過去の教訓を活かして、強引な引き取りに対応できるマニュアルを作成して、どの職員も即時に対応できるように、掲示、会議で取り上げている。</p>	

2 - (11) 退居の決定・退居後のかわり	第三者 評価結果
① 退居後の生活の計画が作成され、子どもと退居後の生活を話し合った上で退居を決定している。	b
② 退居後の子どもに継続的に支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>A-2-(11)-①：退居後は即日に必要な手続きをとるようにしている。一方、児童自立生活援助計画にアフターケアと子どもの退居後の支援についての話し合いの記録が不十分である。子どもの都合で早急に退所するケースが少なくない。退居後の公的な支援の途絶えた子どもの最後の綱のひとつとなるので、児童自立生活援助計画作成時には子どもの意見を十分に聞いて退居後の支援も含めて話し合うことを期待したい。</p> <p>A-2-(11)-②：退居時には、児童自立生活援助計画通りでも計画途中でも、職員は笑顔で子どもの旅立ちをあたたく見送っている。自分が産んだ子どもを連れてホームを訪れた利用者があり、職員との関係性が築けている。子どもの退居後は、本人の求めがあれば支援に応じることになっている。自立援助ホームの業務としては明確にされていないのでアフターケアとして、何をどのように、どのくらいの頻度で行うのかを具体的に決めておくことが期待される。</p>	